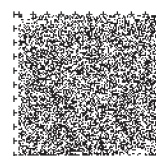


第1章 計画の策定に当たって



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市は、ソフトとハードの両面から地域福祉と福祉のまちづくりを推進するため、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定し、施策を展開しています。

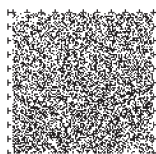
平成27年度から令和2年度までの「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」では、上位計画である「府中市福祉計画」の基本理念の実現に向け、地域福祉・福祉のまちづくり分野として「みんなでつくる、「共に生きるまち」」を計画の理念として掲げ、「福祉コミュニティの形成」と「セーフティネットの充実」を重点に、地域の福祉課題を解決するために施策を進めてきました。

しかし、この間においても市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の制度では対応できない課題が顕在化し、新たな対応が求められています。

国は、高齢化や人口減少といった社会情勢の変化やそれに伴う地域でのつながりの希薄化、地域社会の担い手不足等の課題を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会をつくる「地域共生社会」の実現を目指し、取組を進めています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした心のバリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組を展開しています。

このような背景を踏まえ、本市においても、地域共生社会の実現に向け、住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決を試みることができる地域づくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを目指し、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を策定するものです。



2 国及び都の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

平成28年6月閣議決定の「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現を目指していくことを示し、地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月公布、平成30年4月施行）

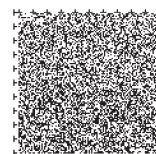
地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明記されるとともに、その理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、市町村の地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるなど地域福祉計画の充実について記載されています。

○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月公布）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気にかけて関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

○東京都地域福祉支援計画（平成30年3月策定）

総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることを目的として東京都地域福祉支援計画が策定されました。



(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした福祉のまちづくりの推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とし、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会等の実現に向けた取組が進められています。

○ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月関係閣僚会議決定）

ユニバーサルデザイン2020行動計画では、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働き掛ける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組（まちづくり分野）を実施することとしており、今後の施策の検討及び評価のために取り組むべき事項が定められています。

○ユニバーサル社会実現推進法（平成30年12月公布及び施行）

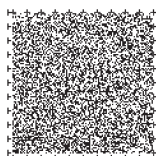
全ての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（バリアフリー法改正法）（令和2年5月公布）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策の強化を目的とし、公共交通事業者等施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大を定めています。

○東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月策定）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標に掲げた東京都福祉のまちづくり推進計画が策定されました。



3 計画の位置付け

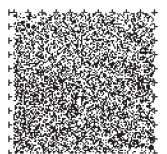
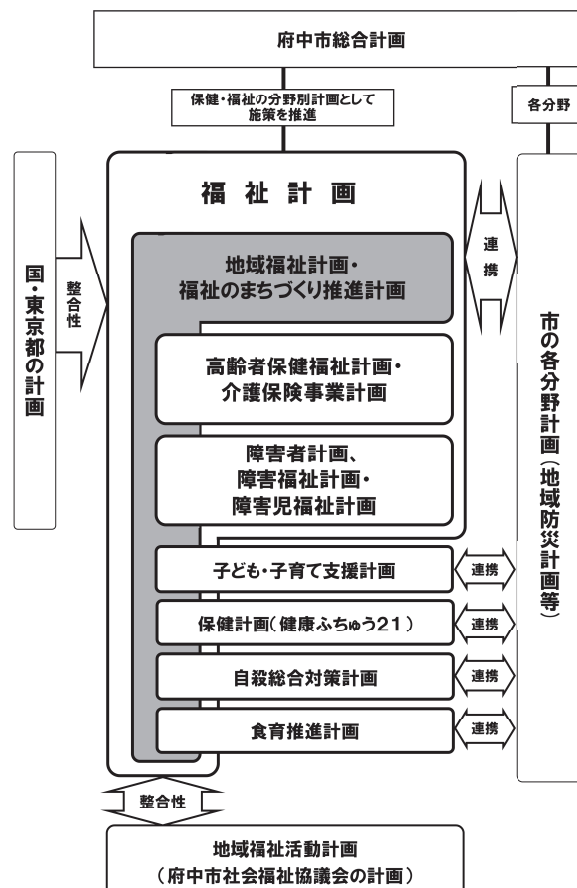
「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（以下本計画といいます。）」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定したものです。

「府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含んでいます。

また、本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合性を図っています。

また、本計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する内容及び再犯の防止等に関する内容を盛り込んでいます。これらは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）第14条に規定する「市町村成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）第8条に規定する「市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置付けます。

図表1-1 計画の位置付け

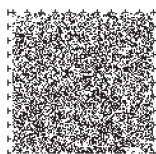


4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

図表1-2 計画期間

	平成					令和							
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
府中市総合計画	第6次府中市総合計画					第7次府中市総合計画（仮）							
福祉計画	福祉計画					福祉計画							
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画							
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）					
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画					障害者計画							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）		障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）			障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）					
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画				第2次子ども・子育て支援計画				第3次子ども・ 子育て支援 計画				
【保健・食育分野】 保健計画（健康ふちゅう21） （健康増進法）	第2次保健計画					第3次保健計画							
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）						自殺総合対策計画				第2次 自殺総合対策計画			
食育推進計画 （食育基本法）	第2次食育推進計画					第3次食育推進計画							



5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において計画の内容を審議しました。

また、郵送による「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査（一般市民調査）」を実施したほか、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野を横断する調査を実施しました。

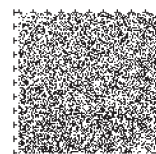
さらに、本計画の案について、パブリックコメント手続を実施し、幅広い市民意見の聴取を図りました。

(1) 郵送による調査（一般市民調査）

目的	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に当たって、市民の近所付き合いや地域での生活・活動状況、日頃の悩みと相談状況等を把握するとともに、本市の地域福祉及び福祉のまちづくりに関する意見、要望等を把握する。
対象者	令和元年10月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民3,000人
実施手法	郵送による配布及び回収
調査時期	令和元年10月25日から令和元年11月11日まで
実施結果	配布件数 3,000件 回収数(回収率) 1,383件(46.1%) 有効回収数(有効回収率) 1,380件(46.0%)

(2) 分野横断調査（地域福祉の担い手グループインタビュー）

目的	日頃の活動状況や活動する上での課題、地域福祉の担い手が求める今後の支援方法及び市との協働に向けた意向を把握する。
対象者	エリアに縛られない活動をしている地域福祉の担い手（ボランティア団体、NPO法人、地域貢献活動を行っている企業等）
実施手法	グループインタビュー
調査時期	令和元年12月14日(土)、12月16日(月)
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ①活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ○活動人数、活動内容、今後力を入れていきたいこと等 ②活動をする上での課題 <ul style="list-style-type: none"> ○活動上の問題点 ○支援等を行う上で難しい事例 ③活動を通して気になっていること <ul style="list-style-type: none"> ○市の地域課題として考えていること ○地域全体で取り組む必要があると感じること ④市との協働について <ul style="list-style-type: none"> ○市と協働で行っていること、協働をする上での課題 ○今後、市と協働で行いたいこと

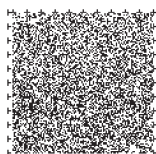


(3) 分野横断調査（相談支援機関グループインタビュー）

目的	多機関協働による包括的な相談支援体制の方策を検討するため、様々な相談機関の現状と課題等を把握する。
対象者	市及び市内の相談機関
実施手法	グループインタビュー
調査時期	令和元年12月17日(火)、12月23日(月)
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ①業務内容 ②相談の現状 <ul style="list-style-type: none"> ○複合的な課題を抱えるケースの事例、対応 ③相談の課題 <ul style="list-style-type: none"> ○複合的な課題を抱えるケースに支援が難しいと感じること ④多分野で連携を進めていく上での現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ○連携の現状と課題 ⑤今後の連携体制 ⑥福祉エリアの見直しについて

(4) 分野横断調査（生活支援機関インタビュー）

目的	市民の普段の生活を支える事業者・企業から地域課題を把握する。今後の地域貢献の方向性、市と協働の方向性を伺う。
対象者	市内の生活関連の事業者・企業(タクシー会社、郵便局、金融機関、コンビニエンスストア、団地関係者、スーパー)
実施手法	ヒアリング、グループインタビュー等
調査時期	令和元年12月9日(月)、12月16日(月)、12月18日(水)、12月27日(金)、令和2年1月23日(木)
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ①事業概要及び地域の状況 ②地域貢献活動の内容 ③福祉ニーズ、支え合い活動の状況、他の機関等との連携 ④事業活動をする上での課題と方向 <ul style="list-style-type: none"> ○事業活動をする上で考える地域課題 ○今後の活動・取組の意向 ⑤市との協働・連携について

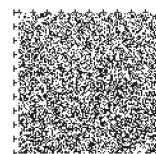


(5) 分野横断調査（文化センター圏域別グループディスカッション）

目的	地域に根付いて活動している団体の方々から地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、地域における住民主体の課題解決力強化の方向性を検討する。また、市全体の課題と圏域別の課題を整理する。
対象者	地域で活動している団体の方（民生委員・児童委員、自治会・町会等、シニアクラブ、ふれあいいきいきサロン運営者、コミュニティ協議会、わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター）
実施手法	①文化センター圏域ごとの2つのグループでグループディスカッション形式の懇談会 ②各グループで模造紙に意見を書き出し、最後に各グループの模造紙を貼り出し全体で結果を共有
調査時期	令和元年10月26日（土） 白糸台文化センター圏域、押立文化センター圏域 令和元年10月27日（日） 中央文化センター圏域、新町文化センター圏域、紅葉丘文化センター圏域 令和元年11月9日（土） 住吉文化センター圏域、是政文化センター圏域、四谷文化センター圏域 令和元年11月10日（日） 西府文化センター圏域、武蔵台文化センター圏域、片町文化センター圏域
テーマ	あなたが住んでいる地域のこれからを考えませんか？ ①地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） ②課題を解決するために地域でできること

(6) パブリックコメント手続の実施

令和2年11月24日から令和2年12月23日まで実施しました。



6 福祉エリア（日常生活圏域）

本市では、これまで人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域等を考慮した6つの区域を福祉エリア（日常生活圏域）として福祉施策を進めてきました。

福祉施策を取り巻く現状としては、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について一体的な対応や、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

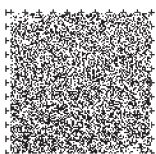
また、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や「制度の狭間」の問題等が表面化し、公的な福祉サービスの充実のみならず、地域における住民の支え合いによる仕組みづくりが必要となっています。

国においては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや地域の生活課題を包括的に受け止める体制の構築等を進めています。

このようなことから、多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援や、地域住民を始めとした地域の多様な活動主体の参画及び地域における住民の支え合いによる仕組みづくりを構築し、総合的・包括的な相談体制を充実させていく必要があります。

この体制づくりは、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域で行うことがより効果的であることから、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「府中市福祉計画」では、従来の福祉エリア（日常生活圏域）を見直すこととしました。

本市には、地域に根ざし、住民に身近な文化センターが11か所あります。各文化センター圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」等の多様な地域資源が存在し、地域における支え合いの仕組みづくりが進められています。また、文化センターを中心とした相談機能の充実を図っていることから、新たに設定する福祉エリア（日常生活圏域）は、文化センター圏域を基礎とした11のエリアに設定するものです。今後は、地域福祉・福祉のまちづくり分野においても新たな福祉エリア（日常生活圏域）を地域活動の基礎としながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化を進めていきます。



図表1-3 令和3年度からの福祉エリア(日常生活圏域)

